

平成27年度新上五島町障害者就労施設等からの物品等調達方針

1. 趣旨

本町における国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2. 用語の意義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3. 調達の対象となる障害者就労施設等

本町において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」

に基づく事業所・施設等

ア. 就労移行支援事業所

イ. 就労継続支援事業所

ウ. 生活介護事業所

エ. 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ. 地域活動支援センター

(2) 障害者を多数雇用している企業

ア. 障害者雇用促進法の特例子会社

イ. 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

①障害者の雇用者数が5人以上

②障害者の割合が従業員の20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

ア. 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ. 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4. 調達の対象品目

本町において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ・食品類（うどん、クッキー、ケーキなど）
- ・生活雑貨等（ハウ酸団子、アロエ石鹸など）

(2) 役務

- ・清掃作業（除草作業など）
- ・軽作業（箱折など）

5. 調達目標額

- ・平成27年度における障害者総合支援法に基づく事業所への調達目標については、平成26年度の官公需実績を分析した上で設定する。

※ 前年度実績額が目標額に達していないことから、引き続き1,526千円を目標額として設定。

6. 調達の推進方法

- (1) 本町では、障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報の収集を行い、この情報をもとに、各部署に対して障害者就労施設等への優先調達の依頼を行う。
- (2) 本町では、各部署より障害者就労施設等に発注可能な物品等の情報の提供を依頼し、障害者施設等にその情報の提供を行う。

7. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本町において、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、速やかに、町ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績について取りまとめを行い、速やかに町ホームページで公表する。

8. その他

- (1) 町と業務委託契約（指定管理委託契約を含む。）を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先等に対しても、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。
- (2) 職員の私的購入等における配慮
庁舎内での障害者就労施設等の物品販売の受け入れについて配慮するとともに、職員個人としても、積極的な購入を心がける。

9. 担当窓口

本方針の担当窓口は、新上五島町福祉長寿課とする。